

令和6年第8回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年8月7日（水）午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （17人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （3人）

	3番	北澤 良祐
	8番	小出 正和
	18番	新井 泉次

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第21号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第22号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 5 報告 第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 6 報告 第19号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局

開会に先立ちまして事務局から報告いたします。
議席番号3番北澤委員、8番小出委員、19番新井委員から欠席届が提出されております。
本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中5名の出席です。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。
それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。

会長

(挨拶)

先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。
只今より、令和6年第8回農業委員会定例総会を開会いたします。
なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い致します。

日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。
日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。
ご異議ございませんか。
(異議なし)

異議なしとのことなので、9番阪部委員、10番森澤委員よろしく願いします。
なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

事務局

日程第3、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号11番について事務局から説明をお願いします。

受付番号11番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市奈島 ●● ●●、譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。
権利の種類は3条の無償移転です。

会長

対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員	報告いたします。家族間での所有権移転となり、所有農地は適正に管理されており、問題ないと考えますので審議のほどよろしく申し上げます。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。 受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>受付番号12番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号12番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市市辺 ●● ●●、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。 権利の種類は3条の無償移転です。</p>
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。親族間での所有権移転であり、譲受人は規模拡大に取り組まれている新規就農者の母親であり、農地は適正に管理されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。 受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>受付番号13番について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 受付番号13番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市奈島 ●● ●●、譲受人は京都市伏見区 ●● ●●、●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●さんはご夫婦で京都市のほか、宇治市、亀岡市、長岡京市、久御山町で耕作されており、京都市農業委員会から農地を適正に管理している旨の耕作状況証明が提出されておりますので適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号14番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号14番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市平川 ●● ●●、大阪府堺市 ●● ●●、譲受人は城陽市平川 ●●●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。
資料1をご覧ください。先月の事前説明で会長にご指摘いただきました農地所有適格法人報告書の3ページ目については、(1)を取締役の●●さん、(2)を専業従事者の●●さんに修正しております。
また、取締役3名の農業への従事状況ですが、●の●●●●に従事されており、判断基準の農業常時従事者に該当すると判断しております。
なお、譲り受けた農地については3年以上継続して耕作する旨の誓約書も提出されています。

会長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●●●●●●●●は、農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議

決権要件、役員要件を満たしており、適格性等について、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農地所有適格法人要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します

日程第4、議案第22号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号29番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 受付番号29番について説明します。
本案件は書類不備のため保留となっていた案件です。
新規設定で権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は宇治市広野町 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 借り手の●●さんは、資料2の就農理由書、営農計画書に加えて営農の確実性を確認するため、以前勤められていた南丹市の●●●●●●●●●●から就農証明書、協力して耕作されていく●●●●●●●●●●から農機具等の貸与に係る承諾書の提出を受け、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号29番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号41番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号41番について説明します。
本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田今堀 ●● ●です。

会長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。認定新規就農者として農地を適正に管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号41番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第5、報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号33番から35番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号33番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、大阪府堺市 ●● ●です。

受付番号34番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ●● ●●です。

受付番号35番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、京都市北区 ●● ●です。

会 長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第5を終了します。</p> <p>日程第6、報告第19号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号5番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号5番について説明します。 土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積は505平方メートル 申請人は、兵庫県西宮市 ●● ●●、城陽市平川 ●● ●●、大阪府豊中市 ●● ●●●です。</p> <p>資料3に位置図等を添付しております。 場所は農業振興地域外の市街化区域です。 住宅敷地及び駐車場のため転用されます。 雨水は自然浸透にて排水します。 以前から住宅敷地及び駐車場として利用されていたため顛末書が提出されています。 環境課 ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 文化・スポーツ推進課 ・申請の土地は周知の埋蔵文化財包蔵地横道遺跡・古宮遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。 等の意見が付されております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。事務局説明どおりであり、周辺に農地はなく顛末書が提出されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、受付番号6番について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局

受付番号6番について説明します。
土地の所在は、城陽市寺田新池
地目は田及び畑 面積は合計1,968平方メートル
申請人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

資料4に位置図等を添付しております。
場所は農業振興地域外の市街化区域です。
倉庫建設及び駐車場のため転用されます。
雨水は既存の側溝にて排水します。
以前から土地の一部を貸駐車場として利用されていたため顛末書が提出されていま

す。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課

・倉庫の建設にあたっては、開発許可及び建築確認申請を要しますので、事前に京都府山城北土木事務所および市都市政策課と協議してください。

管理課

・申請地に隣接する市道を取り込まないよう注意してください。
・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いいたします。
・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

文化・スポーツ推進課

・申請の土地は、現時点では周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、新名神高速道路建設工事など周辺での発掘調査成果から、埋蔵文化財が発見される可能性があります。つきましては、工事の実施について、文化財係と協議願います。
等の意見が付されております。

会長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。事務局説明どおりであり、東側には道路をはさんで●●●●●●●●はありますが市街化区域でもあり、顛末書が提出されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、受付番号7番について事務局から説明をお願いします。

受付番号7番について説明します。

土地の所在は、城陽市水主

地目は田及び畑 面積は合計1,675平方メートル

申請人は、城陽市市辺 ●● ●です。

資料5に位置図等を添付しております。

場所は農業振興地域外の市街化区域です。

露天駐車場のため転用されます。

雨水は自然浸透、南側、西側の側溝、浸透柵にて排水します。

環境課

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

- ・申請地西側に存する市道を取り込まないよう注意してください。
- ・申請地東側に存する里道を取り込まないよう注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いいたします。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いいたします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

南部土地改良区

- ・雨水排水については、転用地内に排水路を設け転用地西側の排水路へ放流すること。
- ・排水計画を含む全体計画図面を提出し、計画図面のとおり附近農地に被害のないように施行すること。
- ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。
- ・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。
- ・転用地東側の市有道路敷については従来通り隣接耕作者が通行できるようにすること。
- ・転用地西側に布設してある既設配管については従来通り使用できるように残し、擁壁を設置する場合は境界から50センチメートル控えて施行すること。また、工事の際は既設配管を破損しないように気を付けること。
- ・なお、拡張するスロープ部分の既設の取水口は撤去し、既設配管についてはさや管で保護工事すること。また、保護工事をする前に現地立会を行い土地改良区の指示に従うこと。
- ・その他諸問題が生じた場合や農家組合と土地改良区の要望については、誠意をもって対応すること。

等の意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。隣接地は水田であり取水についての心配がありましたが土地改良区
の意見もあり、市街化区域でもあり隣接同意も得ているので問題ないと考えますので、
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。

●●委員 譲渡人は申請地をいつ頃に取得されたのですか。

事 務 局 令和3年に農地を生産緑地として譲り受け、生産緑地が解除となり、市街化農地とし
て今回の申請となりました。

会 長 転用目的で農地を取得されたのではないかの疑問をもたれていると思いますが、譲り
受けの際の3年以上継続して耕作する旨の誓約について守られており、生産緑地が解除
となり、申請農地は市街化区域でもあり転用申請については認めざるを得ないことにな
ります。
他にご意見・ご質問はございませんか。
ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第8回定例総会を終了致しま
す。
続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしく願いしま
す。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員